

# 私立学校（学校法人立幼稚園）防犯対策強化事業費補助金 補助事業概要

## 1 補助対象園

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費（平成 11 年 4 月 1 日文部大臣裁定）（以下、「国庫補助金」という。）の交付決定を受けた学校法人立の私立幼稚園

## 2 補助対象事業

私立幼稚園に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として行う施設整備事業（防犯対策及び特別防犯対策以外の類型で国庫補助金の交付を受ける場合は対象外です。）

## 3 補助対象経費

国庫補助金の交付決定を受けた事業の補助対象経費として認められた経費

## 4 補助対象経費基準額・補助率

- (1) 補助対象経費基準額：1 園当たり 30 万円以上 1,000 万円以下
- (2) 補助率：国庫補助金の事業区分が特別防犯対策に該当する場合、1 / 4  
国庫補助金の事業区分が防犯対策に該当する場合、1 / 3

## 5 補助対象期間

国庫補助金内定後から事業完了日又は令和 8 年 3 月 31 日のどちらか早い日まで

## 6 留意事項

- (1) 国庫補助金の交付決定取消や辞退があった場合、交付決定を取消します。
- (2) 補助対象経費は 1,000 万円が上限です。（国庫補助金の補助対象経費が 1,000 万円を超える場合であっても、補助対象経費は 1,000 万円を上限に補助額を算出します。）
- (3) 本補助金は精算払いとし、国庫補助金の額の確定後に、補助金の額の確定をし、補助金を支払います。
- (4) 補助金の振込は、原則国庫補助金の振込先と同一の口座に振込をします。
- (5) 本補助金の書類は、事業完了から 10 年間保管する必要があります。
- (6) 本補助金で取得した財産の処分（譲渡・交換・貸付・廃棄等）を行う場合、県知事の承認が必要になる場合があります。国庫補助金部分においても文部科学大臣の承認が必要になる場合があるので、事前に県の担当者にご相談ください。